

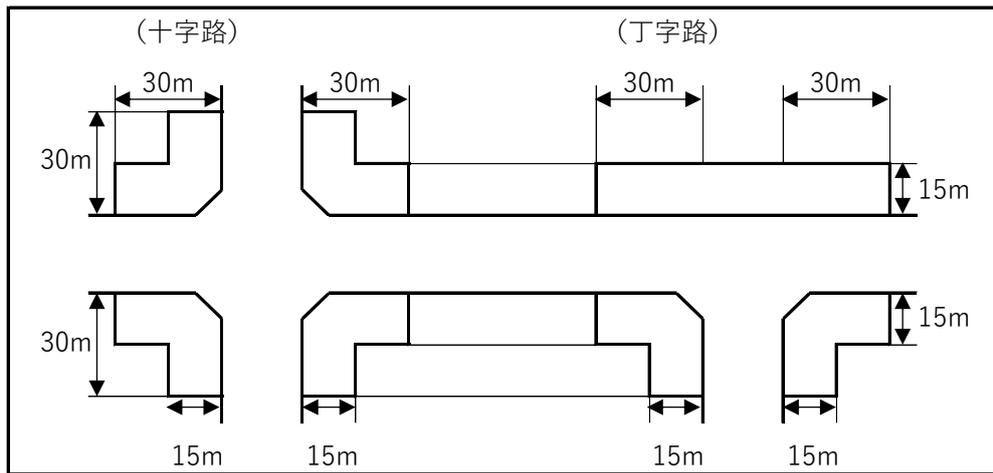
重点是正地域における近隣店舗等案内広告の運用基準

1 趣旨

この基準は、主要幹線道路の交差点部の重点是正地域において、近隣店舗等案内広告の無秩序な設置を防止し、良好な景観形成を誘導するために必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

重点是正地域に指定されている交差点部において、以下の図に示す範囲とする。



3 運用基準

- (1) 1箇所につき、板面は合計8個以下とし、1店舗等につき1個とする。
- (2) 1組の支柱につき、板面は2個以下とする。
- (3) 1個の表示面積は2㎡以下とし、形状は設置例を参考に長方形とする。
- (4) 地上から上端までの高さは3m以下とする。
- (5) 複数設置する場合は、形状、面積、高さ、設置間隔、支柱の色を揃えるものとする。

